

供託書
(雑)



申請年月日	令和 7 年 8 月 12 日
供託所の表示	広島法務局三次支局

供託者の住所氏名	727-0021 庄原市三日月町丁406番地 津田 廣 雄
被供託者の住所氏名	727-0021 庄原市三日月町丁309番地 高野 邦 夫

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	¥ 1 0 9 3 6 7

上記供託を受理する。令和 7 年 8 月 19 日までに日本銀行 三次代理店 における供託金を令和 7 年 8 月 19 日までに納入されたい。
供託所口座に納入しないときは、この決定は効力を失う。



令和 7 年 8 月 12 日
広島法務局三次支局
供託官 山崎聖子

Z 字加入	Z 字削除
-------	-------

法令条項	民法第494条	令和 7 年度金第 58 号
------	---------	----------------

供託の原因たる事実
供託者は、被供託者に対し左原簡易裁判所平成29年(ハ)第8号損害賠償請求事件の平成29年8月15日確定判決に基づき元金77,340円及び元金に対する平成29年5月2日から提供日までの年5パーセントの割合による遅延損害金の支払債務を負つており、令和7年8月12日、支払場所である被供託者住所の地にある元金77,340円と8月12日までの遅延損害金32,027円 合計109,367円 現実に提供し、上記の受領を拒否されたので、供託します。

1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権	
2. 反対給付の内容	
備考	

上記供託金の受入れを証する。



令和 7 年 8 月 12 日
日本銀行 三次代理店